

東白川村新型インフルエンザ等対策行動計画【概要版】

1 改定の概要

本計画は、新型インフルエンザ等対策特別措置法第8条第1項の規定に基づき、新型インフルエンザ等対策行動計画を定めるものであり、感染症有事における対応策の整理と、平時の備えからの充実を図るものである。

村では同法の制定を踏まえ、平成26年10月に村行動計画を策定しました。その後、新型コロナウイルス感染症への対応により得られた知見や課題を踏まえるとともに、関係法令等の整備状況を反映し、策定後初めてとなる抜本的な見直しを行うものである。

2 村行動計画の改定の目的

令和2年の新型コロナウイルス感染症の発生と拡大により、村民生活や社会経済活動に大きな影響が生じた。この経験を踏まえ、今後の感染症危機に迅速かつ的確に対応できるよう、村の新型インフルエンザ等対策行動計画を見直すものである。

- 感染症危機に対応する平時からの体制を整備する
- 感染症の特徴や科学的知見の的確な把握をする
- 国及び県の動向を踏まえた迅速かつ着実な対策の実施

3 改定のポイント

① 対象感染症と対応段階の整理

新型インフルエンザや新型コロナを含む幅広い呼吸器感染症を対象とし、「準備期・初動期・対応期」の3段階で対策を整備。特に準備段階の取り組みを充実。

② 状況に応じた柔軟な対応

感染の長期化や波を想定し、ワクチン、治療薬の状況に応じて対策を機動的に切り替える体制を明確化。

③ 連携と体制強化

人材育成を進め、国・県・関係機関・村民との連携を強化し、効果的な対策を推進。

各対策項目の発生段階に応じた主な取り組み

対策項目	準備期	初動期	対応機
① 実施体制	・村行動計画等の作成や体制整備・強化 ・実践的な訓練の実施 ・国、県及び関係機関等の連携強化	・必要に応じ村対策本部の設置 ・必要に応じ人員体制の強化 ・迅速な対策の実施に必要な予算の確保	・必要に応じて職員等の派遣・応援要請への対応 ・必要な財政上の措置 ・緊急事態措置の検討 ・総合調整・指示 ・職員等の派遣・応援要請への対応
② 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	・平時における情報提供・共有（基本的は感染対策に関する情報提供等） ・偏見・差別等に関する啓発 ・双方向コミュニケーションの体制整備	・迅速かつ一体的な情報提供・共有 ・偏見・差別等や偽・誤情報への対応 ・双方向コミュニケーションの実施	・迅速かつ一体的な情報提供・共有 ・偏見・差別等偽情報への対応 ・リスク評価に基づく方針の決定・見直し ・双方向コミュニケーションの実施
③ まん延防止	・平時・有事より、基本的な感染症対策やまん延防止対策への理解促進（情報提供） ・避難所におけるまん延防止対策	・村内でのまん延防止対策実施の準備、実施 ・避難所におけるまん延防止	・まん延防止対策の実施 ・患者や濃厚接触者への対応 ・避難所におけるまん延防止
④ ワクチン	・接種に必要な資材の準備 ・接種体制（特定接種・住民接種）の構築に向けた準備 ・ワクチンに対する情報提供・共有	・国・県からの情報収集 ・接種体制の構築 ・接種に携わる医療従事者の確保	・接種の実施 ・接種体制に関する住民への情報提供 ・健康被害・副反応への対応
⑤ 保健	・対応業務に実施（相談対応・健康観察及び生活支援・要配慮者への対応等） ・関係機関との連携体制の構築		
⑥ 物資	・必要な感染対策物資等の備蓄	・感染症対策物資等の備蓄状況の確認	・感染症対策物資等の備蓄状況の確認 ・医療機関・福祉施設への物資等の配布 ・物資等の供給に関する相互協力
⑦ 住民の生活及び地域経済の安定の確保	・情報提供・支援実施に係る仕組みの整備 ・生活支援を要する者への支援等の準備	・生活物資等の安定供給に関する呼びかけ	・村民生活の安定の確保を対象とした対応（心身への影響に関する施策・生活支援を要する者への支援） ・村民生活・社会経済活動の両方の安定の確保を対象とした対応